

鹿屋体育大学スポーツトレーニング教育研究センター規則

〔平成 6 年 5 月 20 日〕
規 則 第 3 号

改正 平成 7 年 3 月 16 日 平成 19 年 3 月 22 日
規 則 第 1 号 規 則 第 24 号
平成 8 年 3 月 28 日 平成 20 年 3 月 19 日
規 則 第 6 号 規 則 第 11 号
平成 13 年 1 月 26 日 平成 23 年 2 月 7 日
規 則 第 2 号 規 則 第 9 号
平成 15 年 3 月 31 日 平成 30 年 3 月 29 日
規 則 第 18 号 規 則 第 26 号
平成 16 年 4 月 1 日
規 則 第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成 16 年規則第 1 号）第 35 条第 2 項の規定に基づき、鹿屋体育大学スポーツトレーニング教育研究センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、発育発達段階に応じたトレーニング方法の開発・研究を推進し、スポーツの振興に資することを目的とする。

(組織)

第 3 条 センターにセンター長を置く。

2 センターに次の職員を置くことができる。

(1) 教授、准教授、講師又は助教

(2) その他学長が必要と認める者

3 センター長は、本学の教授又は准教授をもって充てる。

4 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

5 センター長の選考に関し必要な事項は、別に定める。

6 第 2 項に定める職員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

7 センターに、センターの運営に関する具体的事項を協議するため、第 1 項及び第 2 項の職員で構成するセンター会議を置く。

(委員会)

第 4 条 センターの運営に関する重要事項については、鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成 16 年規則第 12 号）第 3 条に定める学術情報・産学連携委員会において審議する。

(研究協力校等及び研究協力者)

第 5 条 センターにおける教育研究に資するため、小学校、中学校及び高等学校を研究協力校とし、スポーツ団体を研究協力団体として委嘱することができる。

2 センターが教育研究を行うに際して、小学校、中学校及び高等学校の教員並びにスポーツ団体の指導者を研究協力者として委嘱することができる。

- 3 中学校又は高等学校の教員で、センターにおいて研修を希望する者があるときは、教育研究に支障がない場合、特別研修員として受入れることができる。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学術図書情報課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、平成6年5月20日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命された委員の任期は、第4条第3項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

附 則 (平7. 3. 16規則第1号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平8. 3. 28規則第6号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平13. 1. 26規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平15. 3. 31規則第18号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 第4条第2項第3号の委員で、講座からの選出により現に任命されている者については、当該号に基づく系からの選出により任命されたものとみなす。

附 則 (平16. 4. 1規則第44号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平19. 3. 22規則第24号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平20. 3. 19規則第11号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平23. 2. 7規則第9号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平30. 3. 29規則第26号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。